

(1) 「今日は六時になったら帰ります。」
宣言をする表現

● 行動：自分（帰る）

● 決定権：自分（帰るかどうかを決める）

● 利益・恩恵：自分（帰ることで利益・恩恵を受ける）

* 【宣言をする表現】とは、宣言することを意図とした表現、ということ。 (2) (9) の表現についても、同様です。

* 「あなたのために」という前提での【宣言をする表現】の場合は、「利益・恩恵」が「相手」となります。たとえば、「一人では大変でしょうから、手伝ってあげます。」というような表現の場合です。

(2) 「これ、使ってもいいですね。」
確認をする表現

- 行動…自分〔使う〕
- 決定権…相手〔使うかどうかを決める〕
- 利益・恩恵…自分〔使うことで利益・恩恵を受ける〕

* 【確認をする表現】は、「これ使ってもいいですね。」↓「いいですよ。」という返事↓自分が使う、というように展開していくための表現です。

(3) 「荷物を運ぶの、手伝いましょうか？」
申し出をする表現

● 行動：自分（「手伝う」）

● 決定権：相手（「手伝うかどうかを決める」）

● 利益・恩恵：相手（「手伝うことで利益・恩恵を受ける」）

* 【申し出をする表現】は、基本的に相手のためを思って表現するものなので、「利益・恩恵」が「相手」にあるわけですが、第I部の⑥（31ページ）で述べたように、そのことを強く表す（具体的には、「手伝ってあげる」という表現を使う）か、表さないようにするかといった点が丁寧さに関わることとなります。